

JAで貯蓄!

サマーキャンペーン

令和元年 6/17(木) ~ 8/30(金)

この夏は

いきなり山形牛!!



※写真はイメージです。

10万円以上を新たにお預け入れで山形牛(5000円相当)を
抽選で100名様にプレゼント(10万円ごとに1口の抽選となります)

※厳選なる抽選の上、当選者の方に文書で通知します。発送は9月中旬の予定です。

商品内容

◎スーパー定期 1年もの(自動継続扱い) ◎お預け入れ金額10万円以上
(ATMでのお預け入れは抽選の対象外になります)



©よりぞう

「JAみちのく村山 サマーキャンペーン 2019」概要

●お申込みいただけるのは個人のお客さまで。●満期日以降は自動継続時の店頭金利が適用されます。●中途解約される場合は、JA所定の中途解約利率が適用されます。●利息は20.315% (復興特別所得税0.315%を含む)の分離課税となります。●抽選日は、令和元年9月9日(月)とし、抽選日以前に中途解約された場合は抽選権を失効します。また、お一人様の重複当選はございません。●店頭に商品概要説明書をご用意しています。●取扱いに際しては、一定の手続きが必要となります。●その他詳しくは店頭窓口でお問い合わせください。

通帳式定期貯金 **ためるくん** ATMでのお預け入れで 1年もの特別金利 店頭金利 **+年0.05%** (税引後0.039%)

通帳式定期貯金「ためるくん」(1年もの) ◎ATMでのお預け入れ (初回時のみ最寄の支店で口座開設が必要となります)
(ATMでのお預け入れは抽選の対象外になります)

JAバンクは、万全な体制で組合員と利用者のみなさまのために「より一層の便利と安全」をお届けします。

●詳しくはJA窓口へ



JAみちのく村山



楯岡支店 TEL 0237-55-2405 尾花沢支店 TEL 0237-22-0033
葉山支店 TEL 0237-56-3777 大石田支店 TEL 0237-35-3132
本店信用部 TEL 0237-55-0910

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(令和元年6月17日現在)

キャンペーン名称	・ J Aみちのく村山サマーキャンペーン 2019
ご利用いただける方	・ 個人
実施期間	・ 令和元年6月17日(月)から令和元年8月30日(金)まで
対象商品	・ スーパー定期貯金<単利型>
預入期間	・ 1年(定型方式) ・ 自動継続(元金継続または元利金継続)扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 新規預入(増額書替を含む)10万円以上 (ATMでの預入は対象外となります。) ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 10万円以上新規(増額を含む)でお預け入れいただいた場合: 年利0.01% ・ 上記利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和18年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または信用部（電話：0237-55-0910）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p> </div>
<p>懸賞品について</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 懸賞品抽選権 預入金額10万円を1口とし、1口あたり1本の懸賞品抽選権を付与いたします。 (2) 懸賞品の内容 山形牛(5,000円相当) (3) 当選者数 本キャンペーンをご契約いただいた方から抽選で100名様が当選します。 (4) 抽選日 令和元年9月9日(月) (5) 当選発表 本店にて抽選を行い、当選者に文書にて通知いたします。尚、お一人様の重複当選はなしとします。 (6) 解約の取扱い 抽選日以前に中途解約される場合は、抽選権が無効となります。 (7) 懸賞品の引渡し方法 抽選により当選した場合は、懸賞品を宅配便でお届けいたします。 懸賞品の配達日時指定はできません。また、宛先不明等の理由で配達できない場合、当選の権利は無効となりますのであらかじめご了承ください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAみちのく村山